## 幼児教育の無償化開始後の延長保育利用料について

## 1 延長保育について

区分	利用例等	利用料金算出方法(現行)	無償化開始後の算出方法案	考え方など
短時間 延長保育	保育短時間認定(8時間利用)の 場合に、保育標準時間の開所時間 帯まで保育を利用	「認定階層における標準時間認定保育料(月額)」- 「認定階層における短時間認定保育料(月額)」(10円未満切り捨て)	「認定階層における標準時間認定保育料(月額)」―「認定階層における短時間認定保育料(月額)」 (10円未満切り捨て)	・考え方は現行どおり → 2号認定については、結果として利用料は【0円】 ・延長保育を利用する保育短時間認定と保育標準認定で、月に支払う保育料の逆転現象が生じないという、制度開始当初からの考え方を踏襲。
標準時間 延長保育	開所時間(11時間)を超えて午後 7時まで保育を利用 ※保育短時間認定の場合も利用可	「認定階層における標準時間認定保育料(月額)」×1割(※10円未満切り捨て,5,000円上限) 又は 日額400円×利用日数	【2号認定】については、副食材料費の実費徴収免除対象の認定区分(年収360万円未満相当世帯)及び免除対象とならない世帯(年収360万円以上相当世帯)の2区分に応じて、金額を設定する。設定金額は、無償化開始直前の各区分の最低金額とする。 【3号認定】については、階層区分があるので現行どおりとする。 又は 日額400円×利用日数	・幼児教育無償化の対象に延長保育利用料は含まれないことから、利用料は徴収する。【第1子:1,300円、第2子:320円】 ・無償化開始前までの利用料から負担増とならない配慮が必要。
長時間 延長保育	(通常保育) 午前11時から午後10時までの開所 (長時間延長) 午前8時から午前11時までの3時間 午後10時から午前1時までの3時間	日額     200     400     600     800     1,000     1,200       月額上限     2,500     3,500     4,500     5,500     6,500     7,500       ※保育料がO円である場合は、利用料を減免することができる。	【2号認定】については、副食材料費の実費徴収免除対象の認定区分(年収360万円未満相当世帯)について利用料を減免、免除対象とならない世帯(年収360万円以上相当世帯)は現行どおりとする。 【3号認定】については、階層区分があるので現行どおりとする。	・幼児教育無償化の対象に延長保育利用料は含まれないことから、利用料は徴収する。 ・無償化開始前までの利用料から負担増とならない配慮が必要。

## 2 利用料金案

										現行(R元	, 9月まで	)						無償化開始後(R元. 10月から)																	
			3歳未満(3号認定)								3歳以上(2号認定)									-		3歳未満	(3号認定	-		-				3歳以上	(2号認定)				
				右部	己以外			ひとり	り親世帯等			右記	以外		<u> </u>	ひとり親	世帯等			右記	以外			ひとり	現世帯等			右記	記以外			ひとり親	世帯等		
			保育 標準時間 月額保育料	保育 短時間 月額保育料	短時間 延長保育 利用料				延長保育	標準 延長保育 利用料	保育 標準時間 月額保育料	保育 短時間 月額保育料	短時間 延長保育 利用料	標準 延長保育 利用料	保育 標準時間 月額保育料 J	保育 短時間 月額保育料	短時間 延長保育 利用料	標準 延長保育 利用料	保育 標準時間 月額保育料	保育 短時間 月額保育料	短時間 延長保育 利用料	標準 延長保育 利用料	保育 標準時間 月額保育料	保育 短時間 月額保育料	短時間 延長保育 利用料	標準 延長保育 利用料	保育 標準時間 月額保育料	保育 短時間 月額保育料	短時間 延長保育 利用料	標準 延長保育 利用料	保育 標準時間 月額保育料	保育 短時間 月額保育料	短時間 延長保育 利用料	標準 延長保育 利用料	
Α	生活保護世帯等	第1子	0	0	)	0	0 (	0	0 (	) (	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		(	) (	) (	0	0	0	0	第1子	0	0	0	第1子	
		第2子	0		)	0	0 (	0	0 (	) (	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		(	) (	) (	) (	0	- 0	- 0		0	- 0	- 0	,	
В	住民税非課税世帯(A階層を除く)	第1子	2,700	2,700	)	0 27	0 0	0	0 (	) (	1,800	1,800	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	(	) (	) (	0	0	0	0		0	0	0		
		第2子	7,000	7.700	) 10	0 70	0 0	0 0.74	0 (	070	0 000	0.500	100		1 000	1 222	0	100	7,000	7.700	100	700	0.700	) (	) (	0.70	0	0	0	U	0	0	0		
C1	住民税所得割額 48,600円未満(均等割のみを含む)	第1子	7,800	7,700	10	0 78	2,700	0 2,70	00 (	270	6,600	6,500		<u> </u>		1,800	-	180	7,800	7,700	100 0		2,700	2,700	) (	270	0		0		0	0	0		
		第2子	11.000	40.000		0 110	0 0	0 0.74		<u> </u>	1,650	1,620		-				100	11.000	10.000	- V		0.700	) 0.70	) (	0.70	0	- 0	0	第2子	0	0	0		
C2	住民税所得割額 48,600円以上53,000未満	第1子	11,000	10,800	20	0 1,10	2,700	0 2,70	00 (	270	9,500	9,300				1,800	0	180	11,000	10,800	200	1,100	2,700	2,700	) (	270	0		0		0	0	0		
			14,000	14.500	) 20	0 1.40	0 0 70	0 0.7	00 0	070	2,370	2,320				1 000	0	100	14.000	14.500	200	1 400	0.700	) 0.70	) (	070	0		0		0	0	0	第2-	
C3(1)	住民税所得割額 53,000円以上57,700円未満	第1子 第2子	14,800	14,500	30	0 1,48	2,700	0 2,70	00 0		13,000	12,800 3,200				1,800		180	14,800	14,500	300 0		2,700	2,700	, ,	270	0		0		0	0	0		
			14.000	14.500	) 20	0 140	0 0 70	0 0.7		'1 '					<u> </u>			100	14.000	14 500			0.700	0.70	) (	070	0		0		0	0	- 0		
C3② 住民税所得割額 5	住民税所得割額 57,700円以上69,000円未満	第1子	14,800	14,500	30	0 1,48	2,700	0 2,70	00 (	2/0	13,000	12,800			1,800	1,800	0	180	14,800	14,500	300	1,480	2,700	2,700		270	0		0	笙1子	0	0	- 0		
		第1子	10.100	10,000	) 20	0 101	0 2,700	0 2,70	00 (	270	17,000	3,200 16,700			1,800	1,800	0	100	19,100	18,800	300	1.010	2,700	2,700	, ,	270	0	1 0	0	<b>新</b> ・丁	0	0	0		
C41	住民税所得割額 69,000円以上77,101円未満	第2子	19,100	18,800	30	0 1,91	0 2,700	0 2,70	00 0		4.250	4.170		i		1,800		160	19,100	10,000	300 0		2,700	2,700	, ,	2/0	0		0		0		- 0		
			10.100	10,000	2 20	0 101	0 10.10	0 10.00	0	'!			<del>                                     </del>	<u> </u>			Ü	1 700	10 100	10.000	300	,	10.100	10.000	300	1.010	0		- 0		0	0	0	1.0	
C42	住民税所得割額 77,101円以上87,000円未満	第1子	19,100	18,800	30	0 1,91	0 19,100	0 18,80	00 300	1,910	17,000 4,250	16,700 4.170		1,70		16,700 4,170	<del> </del>	1,700	19,100	18,800	300	1,910	19,100	18,800	300	1,910	0		. 0		0	0	0	1,3	
		第1子	24,000	23,600	) 40	0 2,40	0 1	U	0 (	, ,	21,600	,			,=	4,170	60	420	24.000	23,600	400	2,400	<u> </u>	, (	, (	, ,	0		0		- 0	- 0			
C5	住民税所得割額 87,000円以上105,000円未満	第2子	24,000	23,000	40	0 2,40	0	-		<u> </u>	5,400	5,300		<del></del>					24,000	23,000	400 0			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	0					<u> </u>	<del>  </del>		
		第1子	30,200	29,700	50	0 3,02	0	+		1	27,500	27,000		<u> </u>					20.200	29,700	500	Ü		<u> </u>	1	<u> </u>	0		0	1,300	<mark>)</mark>	<del>                                     </del>	$\vdash$		
C6	住民税所得割額 105,000円以上123,000円未満	第2子	30,200	29,700	) 50	0 3,02	0	-		-	6,870	6,750		·					30,200	29,700	000	3,020		1	-		0		0			<del> </del> '	<del>                                     </del>		
		第1子	33,400	32,800	60	0 3,34	10	+	-	<del>                                     </del>	30,700	30,200		1					33 400	32,800	600	3,340		+	<del>                                     </del>		0		0			<del> </del>	$\vdash$		
C7	住民税所得割額 123,000円以上140,000円未満	第2子	00,400	32,000	) 00	0 3,34	0	1			7,670	7,550		-					00,400	32,000 0	000			1		1	0		- 0			<del> </del>	<del>                                     </del>	<u> </u>	
		第1子	36,700	36,100	60	0 3,67	70	+	-	<del> </del>	34,000	33,400	-						36,700	36,100	600	,		<u> </u>	<del> </del>		0		0			<del> </del>	<del>                                     </del>		
C8	住民税所得割額 140,000円以上163,000円未満	第2子	30,700	30,100	) 00	0 3,07	0	+	-	<del> </del>	8,500	8,350	-	85	+		<b> </b>		30,700	30,100 n	000			<del> </del>	<del> </del>	+	0		1 0			<del> </del>	<del>                                     </del>		
C9① 住民税所得割		第1子	40,000	39,300	70	0 4,00	0	<del> </del>	-	1	37,300	36,700							40,000	39,300	700	,		<u> </u>	1		0	, ,	0	第2子		<del>                                     </del>	$\vdash$	:	
	住民税所得割額 163,000円以上169,000円未満	第2子	10,000	00,000	) /0	0 1,00	0	1	+	<del>                                     </del>	9,320	9,170		-			<del>                                     </del>		0,000	00,000	0		1	<u> </u>	<del>                                     </del>	1	0	,	0	3,2		<del>                                     </del>	<b> </b>		
		第1子	40,000	39,300	70	0 4,00	00	+		1	37,300	36,700		1	-				40,000	39,300	700	4.000		†	1		0	, ,	0				$\vdash$		
C9② 住民税所得	住民税所得割額 169,000円以上193,500円未満	第2子	10,000		1		-	1			9,320	9,170		<del>'</del>	-				10,000		180		1	1			0	, ,	0			<u> </u>		:	
		第1子	47,400		-			1		<del>                                     </del>	38,500				+				47,400		800		1	1	<del>                                     </del>	1	0	, ,	0			<del>                                     </del>			
C10	住民税所得割額 193,500円以上254,000円未満	第2子	11,850	-	1			+		1	9,620	9,450		i '	+ +				11,850			1,180		1	1		0	, c	0			<del>                                     </del>			
	D = 27 = 2 = 2 = 2 = 2 = 2 = 2 = 2 = 2 =	第1子	54,900				_	1	_	†	39,600	38,900							54,900	-	900			†	†		0	C	0			<u>†                                    </u>			
C11	住民税所得割額 254,000円以上360,000円未満	第2子	13,720	-	+			+		1	9,900	9,720		99					13,720		220			1	1		0	r	0	320	) ————————————————————————————————————				
		第1子	63,400					+	<del>-  </del>	<u> </u>	40.800	40,100		•					63,400		1,100			1	<u> </u>		0	C	0			<del>                                     </del>			
C12	住民税所得割額 360,000円以上415,000円未満	第2子	15,850	<del></del>	<del></del>			1		1	10,200	10,020		1,02					15,850	: :	280			1	1		0	, C	0			<del>                                     </del>			
	D. P. W. T. G. State T. L. L. State T. State T. State T. State T. L. State T.	第1子	72,000		+		_	$\dagger$	_	<del>                                     </del>	42.100	41,400		<u> </u>					72.000		1,200			†	<del>                                     </del>	<b>†</b>	0	C	0						
C13	住民税所得割額 415,000円以上		18.000		<u> </u>		_	1		1	10.520	10,350		<u> </u>	+ +				18.000		300			1	1		n	, r	0				<b> </b>	i	